

公立大学法人奈良県立医科大学料金等規程

制定 平成19年 4月 1日
最終改正 令和 6年 6月 1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の額等について定めるものとする。

第2章 大学に関する料金

(授業料の額等)

第2条 授業料の額は、次のとおりとする。

一 学 部	年額 535,800円
二 大学院	年額 535,800円

2 学年の中途において入学し、退学し、若しくは転学した者又は休学した者の授業料の額は、その者が当該学年中において現に在学した月数に応じて前項各号に規定する授業料の年額を月割計算した金額とする。

第3条 授業料は、次の期に分かち、理事長の指定する期日に納付しなければならない。

	前期	後期
学 部	267,900円	267,900円
大 学 院	267,900円	267,900円

第4条 理事長は、必要があると認めたときは、授業料を分割納付せしめ又は減免することができる。

(入学検定料の額等)

第5条 入学検定料の額は、次のとおりとする。

一 学 部	17,000円
二 大学院	30,000円

2 学部の入学検定料の額は、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、かつ、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合には、前項第1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜にあっては4,000円とし、第2段階目の選抜にあっては13,000円とする。

3 大学院の学力検査において、外国語試験のみを受験する場合の検定料は、第1項第2号の規定にかかわらず10,000円とする。

第6条 入学検定料は入学願書に添えて納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る既納の入学検定料については、この限りでない。

- 一 前条第2項に規定する場合において、第1段階目の選抜で不合格になった者
- 二 出願(前条第1項第1号に係るものに限る。)の受付後に出願の資格のない者であることが判明した者で個別学力検査が行われなかったもの。
- 3 前項ただし書の規定により還付する入学検定料の額は、第2段階目の選抜に係る入学検定料の額に相当する額とする。

(入学料の額等)

第7条 入学料の額は、次のとおりとする。

一 学部

ア 医学科

- (1) 県内生 282,000円
- (2) 県外生 802,000円

イ 看護学科

- (1) 県内生 282,000円
- (2) 県外生 423,000円

二 大学院

ア 医学研究科博士課程 282,000円

イ 医学研究科修士課程 282,000円

- ウ 看護学研究科博士前期課程 282, 000円
エ 看護学研究科博士後期課程 282, 000円
- 2 県内生とは入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは1親等の親族である者をいい、県外生とは県内生以外の者をいう。
- 3 入学料は、入学手続をする際に納付しなければならない。
- 4 次の各号に掲げる場合は、入学料を免除する。
- 一 本学大学院医学研究科修士課程又は看護学研究科博士前期課程を修了し、本学大学院医学研究科博士課程又は看護学研究科博士後期課程に進学する者については、第1項第2号ア又はエの入学料を徴収しないものとする。
- 二 本学大学院看護学研究科博士前期課程に入学し、次のいずれかに該当する者については、第1項第2号ウの入学料を徴収しないものとする。
- ア 本学卒業後、直ちに本学大学院看護学研究科博士前期課程へ進学する者
イ 看護系大学を卒業した者又は卒業見込みの者で、本人又はその者の配偶者若しくは1親等の親族である者が入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有し、経済的支援を必要とする者
ウ 県内看護系大学を卒業した者又は卒業見込みの者で、経済的支援を必要とする者
- 三 本学大学院看護学研究科博士後期課程に入学する者のうち、入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有し、経済的支援を必要とする者については、第1項第2号エの入学料を徴収しないものとする。
- 5 理事長は、必要があると認めたときは、第1項の入学料を減免することができる。

(学位論文審査手数料の額等)

- 第8条 学位論文審査手数料の額は、1件につき200, 000円とする。
- 2 前項の学位論文審査手数料は、学位論文審査の請求の際納付しなければならない。
- 3 理事長は、必要があると認めたときは、第1項の学位論文審査手数料を減免することができる。

(科目等履修料の額等)

- 第9条 科目等履修料の額は、1単位につき14, 400円とする。
- 2 前項の科目等履修料は、理事長の指定する期日に納付しなければならない。
- 3 理事長は他の大学の学生が授業科目を履修する場合において、必要があると認めたときは、第1項の科目等履修料を免除することができる。

(特別聴講学生受講料の額等)

- 第10条 特別聴講学生受講料の額は、1単位につき11, 500円とする。
- 2 理事長は必要があると認めたときは、特別聴講学生受講料を免除することができる。

(科目等履修資格認定料の額等)

- 第11条 科目等履修資格認定料の額は、9, 800円とする。
- 2 前項の科目等履修資格認定料は、科目等履修願書に添えて納付しなければならない。

(証明手数料の額等)

- 第12条 証明手数料の額は、次のとおりとする。ただし、在学中の者からは徴収しない。
- 一 卒業証明（卒業見込証明を含む。） 1通につき 500円
二 成績証明（単位修得証明を含む。） 同 500円
三 在学証明（在学した期間の証明を含む。） 同 500円
四 進学に関する証明（調書を含む。） 同 500円
- 2 前条の証明手数料は、証明を受けようとする際、納付しなければならない。

第13条及び第14条 削除

(医科学研究生授業料の額等)

- 第15条 医科学研究生授業料の額は、年額120, 000円を上限とし、区分に応じ、別に定める額とする。
- 2 理事長は、必要があると認めたときは、医科学研究生授業料を減免することができる。

(博士研究員登録料の額等)

- 第16条 博士研究員登録料の額は10, 000円とする。

第3章 病院に関する料金 (使用料及び手数料の額等)

第17条 使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。

平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）第1号及び第2号並びに平成20年厚生労働省告示第93号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法）並びに平成18年厚生労働省告示第99号（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準）の規定により算定した額とする。

ただし、次に掲げるものについては、それぞれ次のとおりの額とする。

- 一 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付に係るものについては、平成20年厚生労働省告示第59号第1号及び第2号の規定により算定した額に100分の115を乗じて得た額とする。
 - 二 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により損害賠償が請求できる場合の医療に係るものについては、平成20年厚生労働省告示第59号第1号及び第2号の規定により算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。
 - 三 他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料については、初診料算定1回につき平成18年厚生労働省告示第107号（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等）第1の3第1項第1号に定める金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の標準税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の標準税率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
 - 四 患者に対し他の病院又は診療所に文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、他の病院又は診療所からの文書による紹介のないまま再診した患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料については、再診料算定1回につき平成18年厚生労働省告示第107号第1の3第2項第1号に定める金額に消費税法第29条に規定する消費税の標準税率及び地方税法第72条の83に規定する地方消費税の標準税率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 2 前項の規定により算定することができない使用料及び手数料の額は、別表1に定める額とする。
- 3 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前各項の使用料又は手数料の全部又は一部を免除することができる。

第4章 その他の料金 (実習生受入料の額等)

第18条 医療技術者等の養成に係る実習生受入料の額は、1人1日につき2,000円とする。

ただし、薬学部学生の長期実務実習に係る実習生受入料の額は、1人につき418,760円とする。

2 前項の規定にかかわらず、実習生の派遣元が、実習に伴う費用として、前項の額を超える額の納付を申し出た場合については、これを受け入れるものとする。

(情報公開による手数料の額等)

第19条 情報公開による手数料の額は、奈良県情報公開条例及び奈良県情報公開条例施行規則に定める額とする。

2 前項の手数料は、前納とする。

(個人情報の開示による費用負担の額)

第20条 個人情報の開示による費用負担の額は、奈良県個人情報保護条例及び奈良県個人情報保護条例施行規則に定める額とする。

2 前項の費用は、前納とする。

(土地貸付料の額等)

第21条 土地貸付料の額は、次のとおりとする。

一 工作物の設置に係る土地貸付料は、別表2に定める額とする。ただし、別表2の定めにより難いものは、別表2に準じて理事長が定める額とする。

二 前項以外の土地貸付料は、土地の時価、使用面積等を基準に算定した額とする。

2 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前各項の土地貸付料を減免することができる。

3 徴収した土地貸付料は、還付しない。ただし、使用料を納付した者の責めに帰することができない理由より使用できなかった場合は、この限りでない。

(建物貸付料の額等)

第22条 建物貸付料の額は、使用面積、地代相当額等を基準に算出した額とする。

2 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前項の建物貸付料を減免することができる。

3 徴収した建物貸付料は、還付しない。ただし、使用料を納付した者の責めに帰することができない理由より使用できなかった場合は、この限りでない。

(その他)

第23条 この規程に定めるものほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表1中「分べん介助料」及び「新生児介補料」の規定は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表1中「分べん介助料」の規定の施行の際、現に分べんのために入院している者に係る分べん介助料の額については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表1中「分べん介助料」の規定の施行の際、現に分べんのために入院している者に係る分べん介助料の額については、この規程の施行の日以降の分べんに係る分べん介助料について適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(廃止)

2 第13条及び第14条の規定については、平成33年3月31日をもって廃止とする。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表1(第17条関係)

特別室使用料	特S室	1日につき 32, 150円						
	特A室	1日につき 22, 620円						
	特B室	1日につき 15, 910円						
	S室	1日につき 10, 680円						
	A室	1日につき 7, 850円						
	B室	1日につき 5, 130円						
	C室	1日につき 1, 980円						
分べん介助料		<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>(ア) 90, 000円（多胎分べんの場合にあっては、90, 000円に、胎児の数から1を減じた数に45, 000円を乗じて得た額を加算した額）</p> <p>(イ) 次に掲げる場合にあっては、(ア)により算出した額にそれぞれ次に定める率を乗じて得た額</p> <table> <tr> <td>① 診療時間以外の時間</td> <td>100分の25</td> </tr> <tr> <td>② 休日</td> <td>100分の35</td> </tr> <tr> <td>③ 深夜</td> <td>100分の35</td> </tr> </table> <p>(ウ) 産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額として実費等を基準に算定する額</p> <p>注 (イ)の①、②及び③の「診療時間以外の時間」、「休日」及び「深夜」とは、平成20年厚生労働省告示第59号別表第1 第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料注4に規定する「診療時間以外の時間」、「休日」及び「深夜」をいい、(ウ)の「産科医療補償制度」とは、分べん機関と妊産婦との間であらかじめ締結した補償契約に基づいて、通常の分べんにもかかわらず脳性麻痺となった児に対し補償金を支払う制度で財団法人日本医療機能評価機構（平成7年7月27日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。）が運営するものをいう。</p>	① 診療時間以外の時間	100分の25	② 休日	100分の35	③ 深夜	100分の35
① 診療時間以外の時間	100分の25							
② 休日	100分の35							
③ 深夜	100分の35							
文書手数料	一 自動車損害賠償保障法による保険金又は損害賠償額の支払の請求に必要な書類	診断書1通につき 5, 130円 診療費明細書1通につき 2, 610円						
	二 年金の受給に必要な診断書	1通につき 2, 610円						
	三 生命保険の保険金の支払の請求に必要な診断書	1通につき 5, 130円						
	四 理事長が定める様式による文書	1通につき 1, 350円						
	五 前各号以外の文書のうち病状経過を詳細に記入したもの等内容が複雑なもの	1通につき 2, 610円						
	六 前各号以外の文書	1通につき 2, 080円						
健康診断の料金		平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)第1号及び第2号の規定(以下「診療報酬算定方法の規定」						

	という。)を準用して算定した額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する率と当該率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する率を乗じた率とを合算した率を乗じて得た額を加算した額(その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)
診療契約によるもの	理事長が契約により定める額
通算入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院料	1日につき 2,630円
分娩に伴う入院料	1日につき 25,150円 ただし、検査、投薬及び注射をした場合にあっては診療報酬算定方法の規定を準用して算定した額、食事の提供にあっては平成18年厚生労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準)の規定を準用して算定した額を加算する。
人工受精の料金	1回につき 5,330円
新生児介補料	1日につき 4,180円
死後の処置料	1回につき 4,080円 ただし、病理解剖を行う場合は無料とする。
死体検案料	一回につき 8,270円
前項までによることができない医療行為の料金	理事長が実費を基準として定める額
駐車場使用料	1時間を超えて駐車をした場合における当該1時間を超える時間(1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。) 1時間につき 100円 ただし、診療、保健指導若しくは医療相談を受け、診断書若しくは証明書の交付の申請若しくは受領を行い、又は入院若しくは退院をする際に駐車場を使用する場合は、無料とする。

注 分べん介助料の項に規定する「診療時間以外の時間」、「休日」及び「深夜」とは、平成20年厚生労働省告示第59号別表第1第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料注4に規定する「診療時間以外の時間」、「休日」及び「深夜」をいう。

別表2 (第21条関係)

種 別	単 位	金 額		摘 要
		市の区域に属する場合	町及び村の区域に属する場合	
第一種電柱	1本につき 1年	660円	440円	組立鉄柱又はH柱は、2本とみなす。
第二種電柱		1,000円	680円	
第三種電柱		1,400円	920円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	6円	4円	
地下電線その他地下に設ける線類		4円	2円	
地下工作物	長さ1メートルにつき 1年	25円	17円	
		35円	24円	
		53円	36円	
		71円	47円	
		110円	71円	
		140円	95円	
		250円	170円	
		350円	240円	
		710円	470円	
標識	1本につき1年	950円	630円	標灯、標柱その他これらに類するもの
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	500円	330円	

注

- 1 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 共架電線とは、電柱を設置する者以外の者が当該電柱に設置する電線をいうものとする。
- 3 使用延長に1メートル未満の端数が生じるとき、又は使用延長が1メートル未満であるときは、当該1メートル未満の延長については、1メートルとみなして計算する。
- 4 使用期間に1年未満の端数が生じるとき、又は使用期間が1年未満であるときは、月割により計算し、なお、使用期間に1月末満の端数が生じるとき、又は使用期間が1月末満であるときは、当該1月末満の期間については、1月とみなして計算する。